

そこのリフト本当に大丈夫？

金網だめ！



壁がない！



扉がない！



隙間がある！



転落事故が起きています

挟まる事故が
起きています

こんなリフトはだめ！

建築基準法の基準に適合していないもの又はその疑いがあるリフト（エレベーター）において死亡事故が発生しています。

工場等に設置されているリフト（エレベーター）は、一般的に労働安全衛生法と建築基準法で定める基準への適合が必要となります。

このような転落や挟まる等の人身事故を起こさないためには、基準に適合していない状態であれば適法な状態に改修するとともに適切な維持管理が必要です。

リフトに関する 2つの法律



昇降機とは？

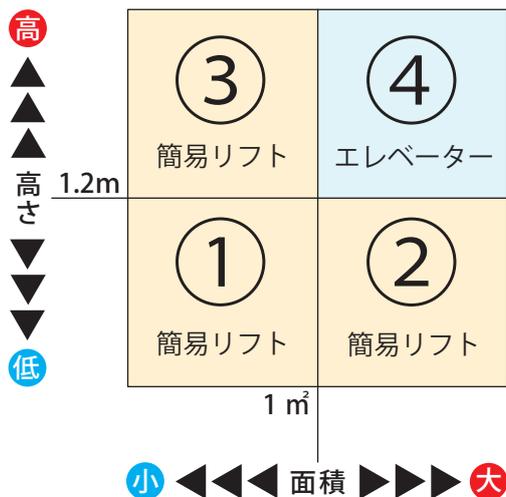
昇降機の種類

リーフレット について

労働安全衛生法

工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重 0.25 t 以上のもの

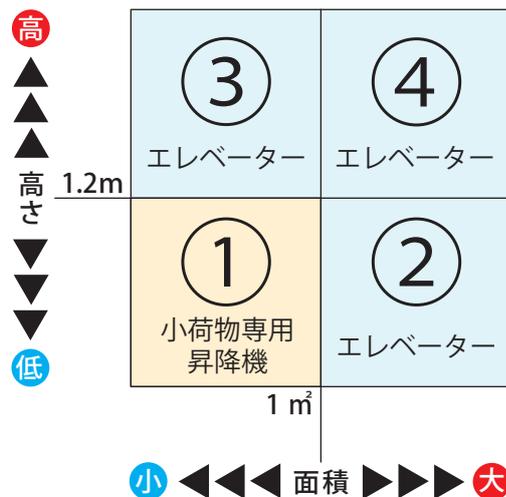
- エレベーター：かごの面積 1 m²超かつ高さ 1.2m超
- 簡易リフト：かごの面積 1 m²以下または高さ 1.2m以下



建築基準法

人または荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）

- エレベーター：かごの面積 1 m²超または高さ 1.2m超
- 小荷物専用昇降機：かごの面積 1 m²以下かつ高さ 1.2m以下

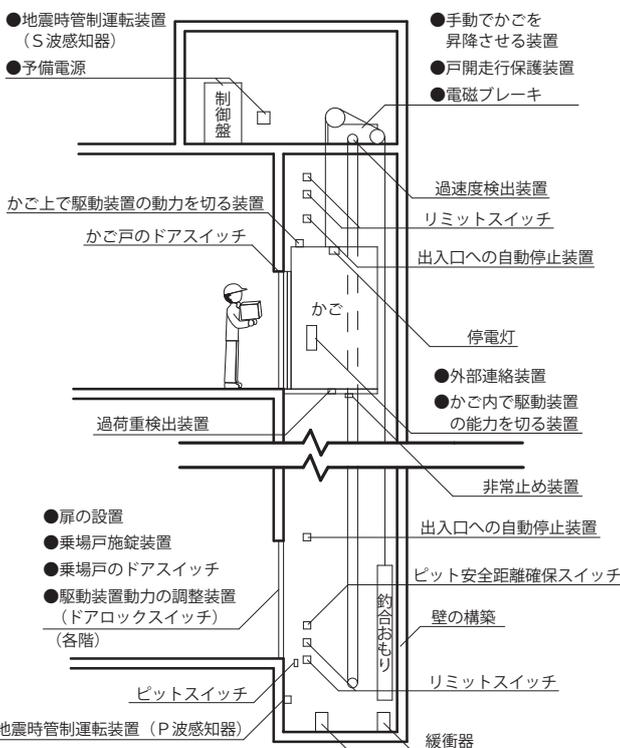


※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。

建築基準法における「昇降機」とは、一定の昇降路、経路その他これらに類する部分を介して動力を用い、人または物を建築物のある階またはある部分から他の階や他の部分へ移動・運搬するための設備のことです。工場等に設置される簡易リフトに関しても「昇降機」に該当する場合は建築基準法における「エレベーター」または「小荷物専用昇降機」のいずれかの規定が適用されます。

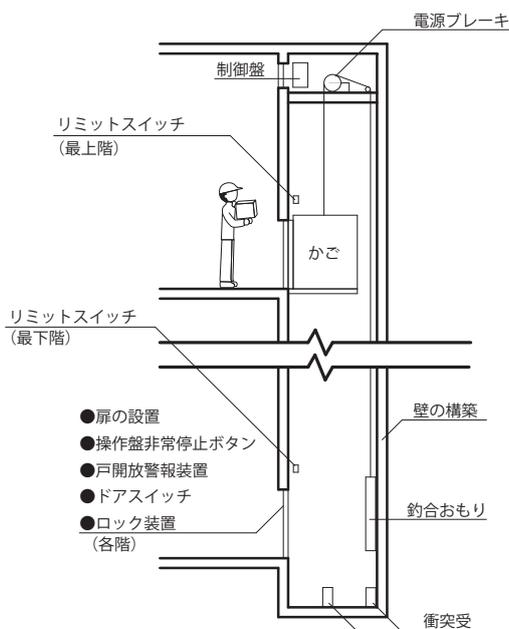
エレベーター

人や物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が 1 m²を超え、または天井の高さが 1.2mを超えるもの



小荷物専用昇降機

物を運搬するための昇降機で、かごの水平投影面積が 1 m²以下でかつ、天井の高さが 1.2m以下のもの
かご内に人が乗ることができず、かご外で運転操作を行い、専ら小荷物を運搬するもの



以上より、リフト（エレベーター）に係る2つの法律を正しく理解し、適切な機能確保及び維持管理が必要です。

本リーフレットは、近畿建築行政会議*にて作成しております。リーフレットに関するお問合せは、特定行政庁へ。

*近畿建築行政会議とは、近畿圏（2府4県）内において、相互の連携を図り、建築行政の円滑かつ適正な運用を確保するための行政会議です。

近畿建築行政会議

